

## 高収益作物次期作支援交付金を申請する皆様へ

1. 交付対象面積は、農地台帳や共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組を行った面積で算定します。また、土地所有者と耕作者（販売者）に相違がある場合、下記の書類又は手続きが必要となります。

①自作地を耕作している場合、所有者＝耕作者（販売者）

- ・農地台帳（山林・植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書）又は共済細目書

②農地の所有者と販売者の氏名が異なる場合で親子関係にあり同一世帯の者、所有者≠耕作者（販売者）

- ・農地台帳（山林・植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書）又は共済細目書
- ・住民票謄本（所有者と耕作者が記載されているもの）

③農地の所有者と販売者の氏名が異なる場合で親子関係にあり別世帯の者、所有者≠耕作者（販売者）

- ・農地台帳（山林・植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書）又は共済細目書
- ・戸籍謄本（親子関係のわかる戸籍）

④農地の所有者と販売者の氏名が異なる場合で親子関係にない者（法人含む）、所有者≠耕作者（販売者）

- ・農地台帳（山林・植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書）又は共済細目書
- ・利用権設定または特定農作業受委託契約書の写し

※利用権設定については、実績報告書提出時までには手続きが完了する場合、取組ほ場として申請することが可能です。

※次期作の栽培面積を公的な資料により適切に確認できない場合、栽培箇所的位置図や現況写真等、栽培面積を客観的に証明できる資料をご用意ください。

## 2. 交付対象の取組面積について

問1 交付対象面積は、耕地面積で算定するのか、取組を行った面積で算定するのか。

(答)

交付対象面積は、農地台帳や共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組を行った面積で算定します。

したがって、例えば、ほ場において、交付対象となる取組を全体の1/2で行った場合は、交付対象面積はほ場面積の1/2となりますが、ほ場の全面積で取組を行った場合は、耕地面積で算定していただいて差し支えありません。

ただし、中山間地域でほ場に占める法面の割合が相当程度大きい場合や、作業場等、生産に要しない面積がある場合は、その面積を除いて算定します。

また、施設園芸の面積は、ハウスの設置面積のうち、「選別・調整等の作業スペース」等や、「生産に要しない面積（貯蔵・事務・休憩等の直接栽培に関係のないスペース）」等は除いてください（栽培管理に必要な作業通路は含みます。）。

問2 交付対象面積の確定にあたって収集する公的な資料とは、具体的に何か。

(答)

取組実施者の耕地面積を証明できる公的な資料を指します。

具体的には、農地台帳や共済細目書等の取組実施者の耕作面積が確認できる資料を指します。

なお、植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書により面積が適切に確認できる場合には、これらの資料をご用意ください。（地目が山林等の場合は問3を参照）

問3 原木しいたけやたけのこ等を栽培しており、地目が山林等で農地台帳に記載されていないが、どのように公的資料を用意したらよいか。

(答)

次期作の栽培面積を公的な資料により適切に確認できない場合、栽培箇所の位置図や現況写真等、栽培面積を客観的に証明できる資料をご用意ください。併せて、事業実施主体が交付対象面積の妥当性を確認するため、ほだ木や親竹の本数又は、しいたけやたけのこの年間生産量等が証明できる資料をご用意ください。これらの資料等を照合し、交付対象面積の妥当性が確認できない場合には、事業実施主体が交付対象面積を現地で確認することとします。

### 3. その他

問1 いつからの取組が支援対象となるのか。

(答)

次期作の支援（5万円/10a、80万円/10a、25万円/10a）は、令和2年4月30日以降に行った次期作の取組が支援の対象となります。

厳選出荷の支援は、新型コロナウイルス感染症による影響が生じたものとして、令和2年2月1日以降の取組が支援の対象となります。なお、第2回公募では、2月から4月末まで実施した取組（産地の取り決め等に基づいて行う一連の取組が終了したもの（5月以降は申請しないもの））を対象としています。5月以降も厳選出荷の取組を実施しているものについては、5月以降の各月において、該当の品目が支援の対象となるかどうかを第3回以降の公募で確認の上、一連の取組が終了したものを申請してください。

なお、取組を実施したことが確認できる証拠書類等が保存されている必要があります。

問2 取組実施者が作成する取組実績報告書は、次期作の収穫・出荷の完了後に提出しなければならないのか。

(答)

取組実績報告書は、取組計画書に基づく取組項目の実施後に提出できますので、次期作の収穫・出荷等の完了前に提出いただくことが可能です。

取組実施者（農業者）は、自身が行う取組項目の実施後、速やかに取組実績報告書に関係書類を添付して、事業実施主体に提出してください。

※城里町農業再生協議会から国の事業承認後、ご案内通知を発送いたします。

問3 交付金の交付後、取組実施者（農業者）が取組を行っていないことが判明した場合や、間違っって過大に申請してしまったことが判明した場合、どのようにすればよいのか。

(答)

取組を実施していないなど、明らかに交付要件を満たさないことが確認された場合は、交付された交付金のうち要件を満たさないことが確認された面積に相当する額を返還していただきます。

また、取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていない場合や、次期作となる品目について適切な作付け、肥培管理・収穫等が行われておらず、正当な理由がなく出荷・販売が行われていないなど事業の趣旨にそぐわない場合も、交付金の全部又は一部の返還をしていただいたり、交付がされないことがあります。

なお、面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還（交付決定時点に遡って、年10.95%の加算金が付加）していただくとともに、必要に応じて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条の規定等に基づき、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等の刑罰の対象となりますので、厳にこのような事態が発生することのなきよう適正な執行をお願いします。